

令和5年度 奈良市会計年度任用職員 一時保護課（準指導員）

1. 募集内容等

採用予定人数	3名（週5日勤務1名、週4日勤務2名）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護児の生活指導、学習指導、行動観察・診断、緊急対応等、一時保護業務を行う。 ・児童相談所の児童福祉司及び児童心理司と連携し、一時保護児の生活を支援する。
募集要件	<p>次の（ア）及び（イ）を満たす人</p> <p>（ア）次の（1）～（3）のいずれかに該当する人</p> <p>（1）児童指導員の任用資格を有する人（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条）【別紙3参照】</p> <p>（2）保育士資格を有する人</p> <p>（3）上記（1）（2）に準ずる資格、業務経験のある人</p> <p>（イ）他自治体の一時保護所や児童養護施設等において、児童指導員または保育士として2年以上の経験がある人もしくはそれに準ずる業務経験のある人</p>
<p>※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 	

2. 勤務条件

任用期間	任用後～令和6年3月31日まで
勤務地	奈良市内（非公開につき場所はお問い合わせください。）
勤務日数 勤務時間	<p>週5日勤務若しくは週4日勤務</p> <p>交代制勤務。時間は以下のとおり</p> <p>① 8時30分から17時15分まで（休憩時間60分）</p> <p>② 6時30分から15時15分まで（休憩時間60分）</p> <p>③ 7時00分から15時45分まで（休憩時間60分）</p> <p>④ 12時45分から21時30分まで（休憩時間60分）</p> <p>⑤ 16時30分から翌日の9時30分まで（休憩時間90分）</p>
報酬	<p>週5日勤務（月額 258,600円） 週4日勤務（月額 193,950円）</p> <p>※期末手当の支給あり。ただし、在職期間に応じて、支給率は変動します。</p> <p>※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。</p>
休日	月曜日から日曜日のうち所属長が指定する日
休暇	年次有給休暇他

服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第 22 条及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後 1 か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	奈良県市町村職員共済組合（健康保険）、厚生年金、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。

3. 申込方法等

申込方法	奈良市会計年度任用職員応募申込書兼履歴書に必要事項を記入し、奈良市子どもセンター一時保護課へ送付または持参してください。
試験の方法	<p>(1) 書類選考（※提出書類は返却いたしません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市会計年度任用職員応募申込書兼履歴書 ・募集要件に該当する資格がわかるもの （資格証の写し・成績証明書の写し等） ・小論文 800 字程度 テーマ「一時保護所職員に求められる知識と行動」 （手書き・Word 形式いずれも可、手書きの場合は市販の原稿用紙（400 字詰め）2 枚程度） <p>(2) 面接試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別面接
結果通知	選考結果は合否に関わらず、本人宛郵送により通知します。

<p>問い合わせ・申込先</p> <p><住所>〒630-8031 奈良市柏木町 263 番地の 2</p> <p><担当課>奈良市子どもセンター 一時保護課</p> <p><電話番号>0742-93-6595</p> <p><受付時間>土日及び祝日を除く 午前 9 時～午後 5 時</p>
--

※ 申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※ 任用通知書の交付までは任用を確約するものではありません。